

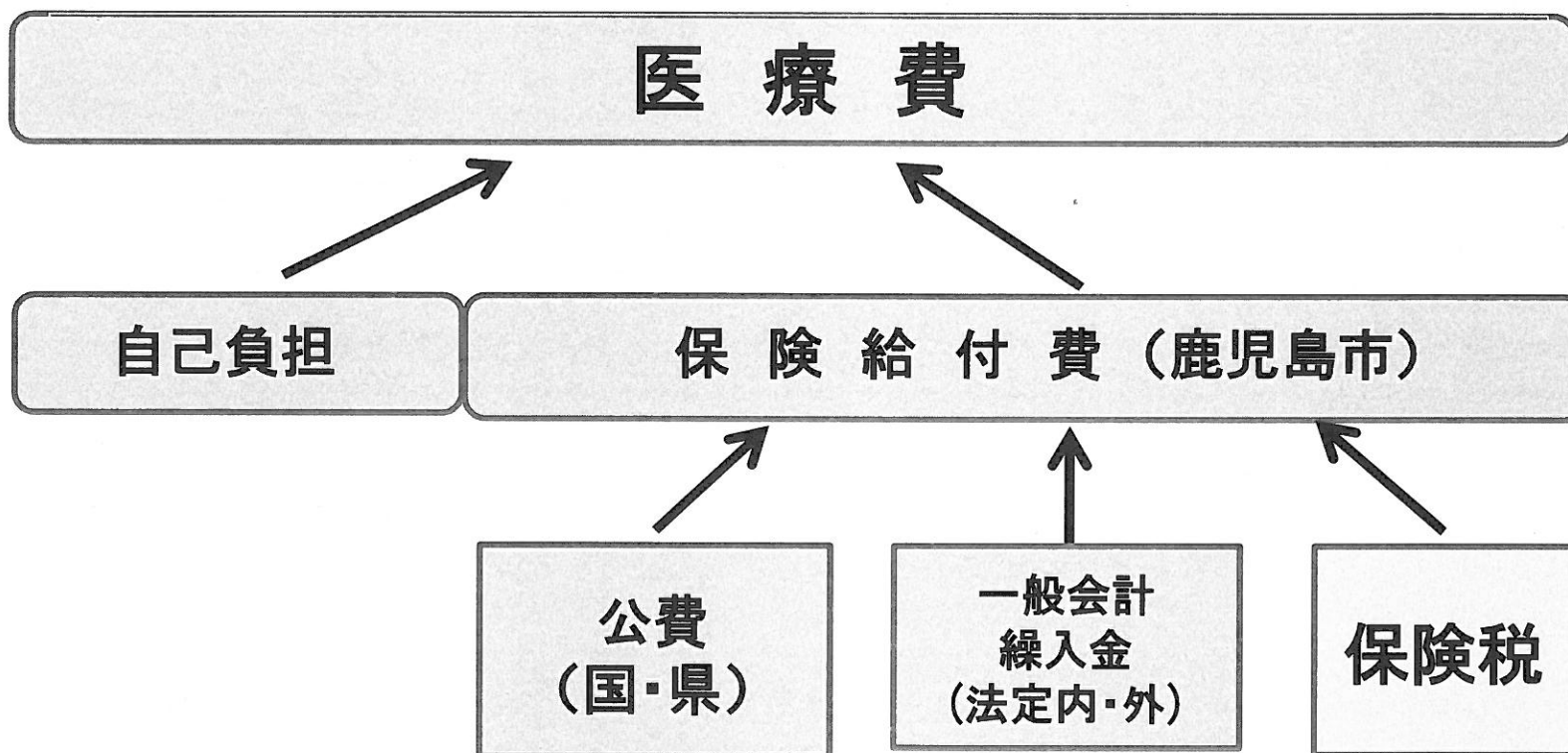
## (2) 国保事業費納付金等の算定方法について

(注)当該資料の一部は、鹿児島県運営協議会(H29.9.4)で使用され、後日、県のHPで公開予定

# 国民健康保険税の算定方法

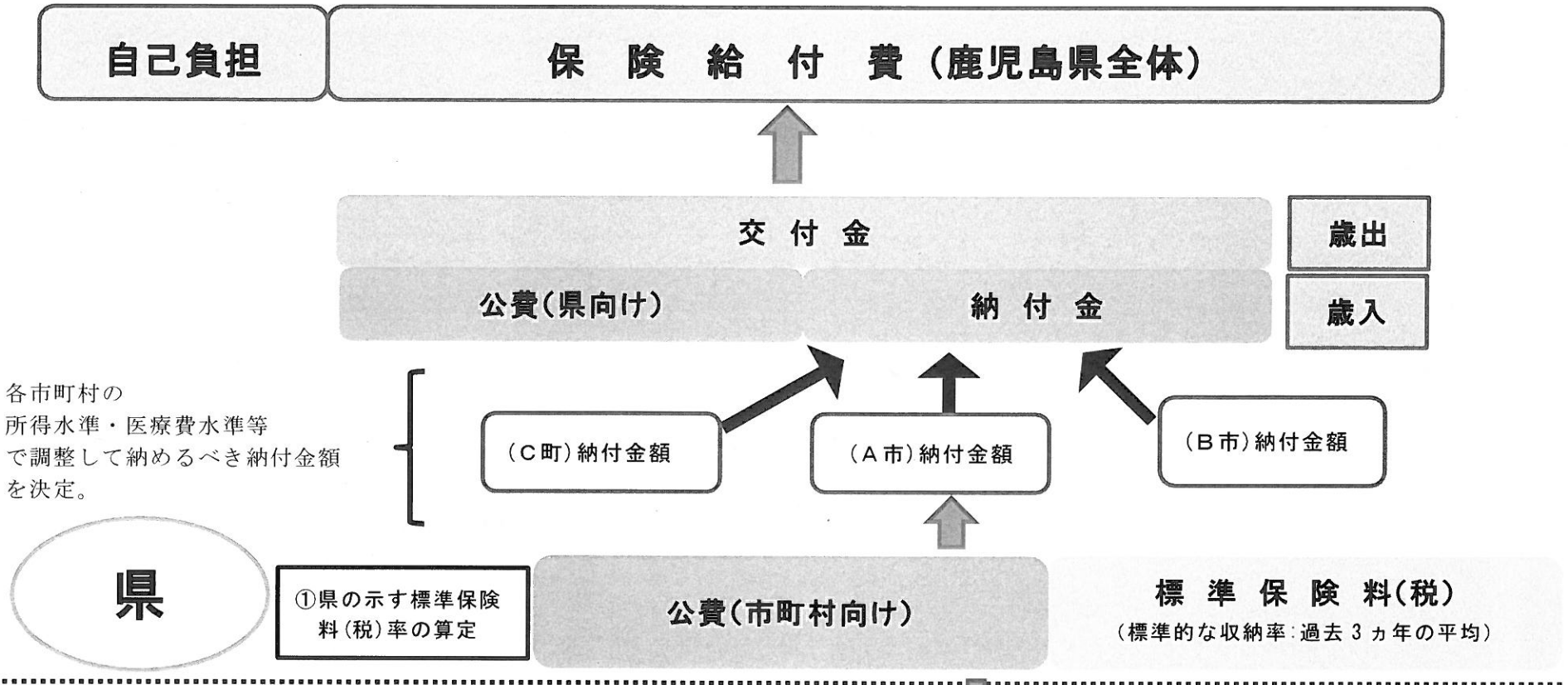
【現行保険税算定イメージ図】

(現行)

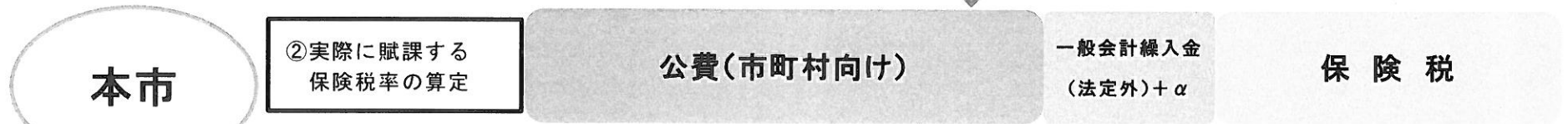


(国保制度改革後)

【県の示す標準保険料(税)算定イメージ図】



【改革後の本市保険税イメージ図】



$\alpha$  = 市町村は、都道府県が設定する標準的な収納率よりも高い収納率をあげれば、「標準保険料率」よりも安い保険料率を設定できる。(収納インセンティブの確保)

## ◎国保の都道府県単位化に向けた県との協議

### 国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

[H26~]  
本市 約2.6億円

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

#### <平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

[H27~]  
本市 7.0億円

#### <平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- 財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応  
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)
- 保険者努力支援制度・・・医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- 財政リスクの分散・軽減方策(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等)等

[H29前倒し分]  
本市 0.7億円

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成29年度までに2,000億円規模(通常分))
- ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

## 国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

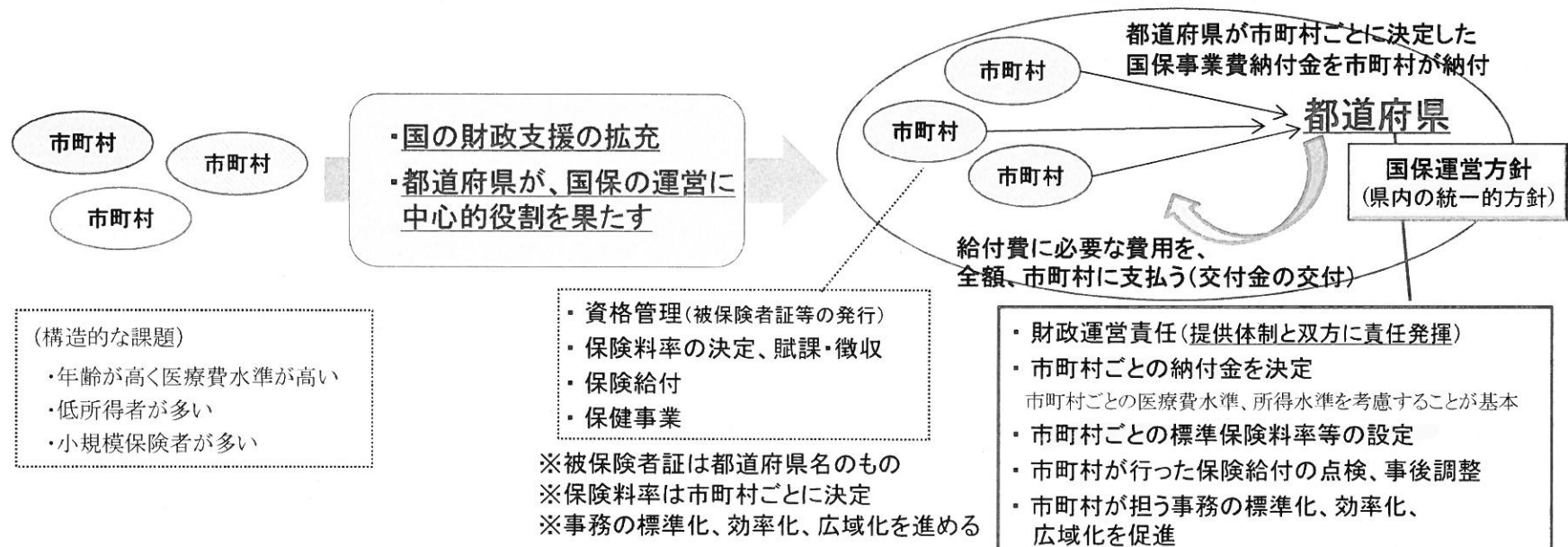
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担う  
など中心的役割



○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

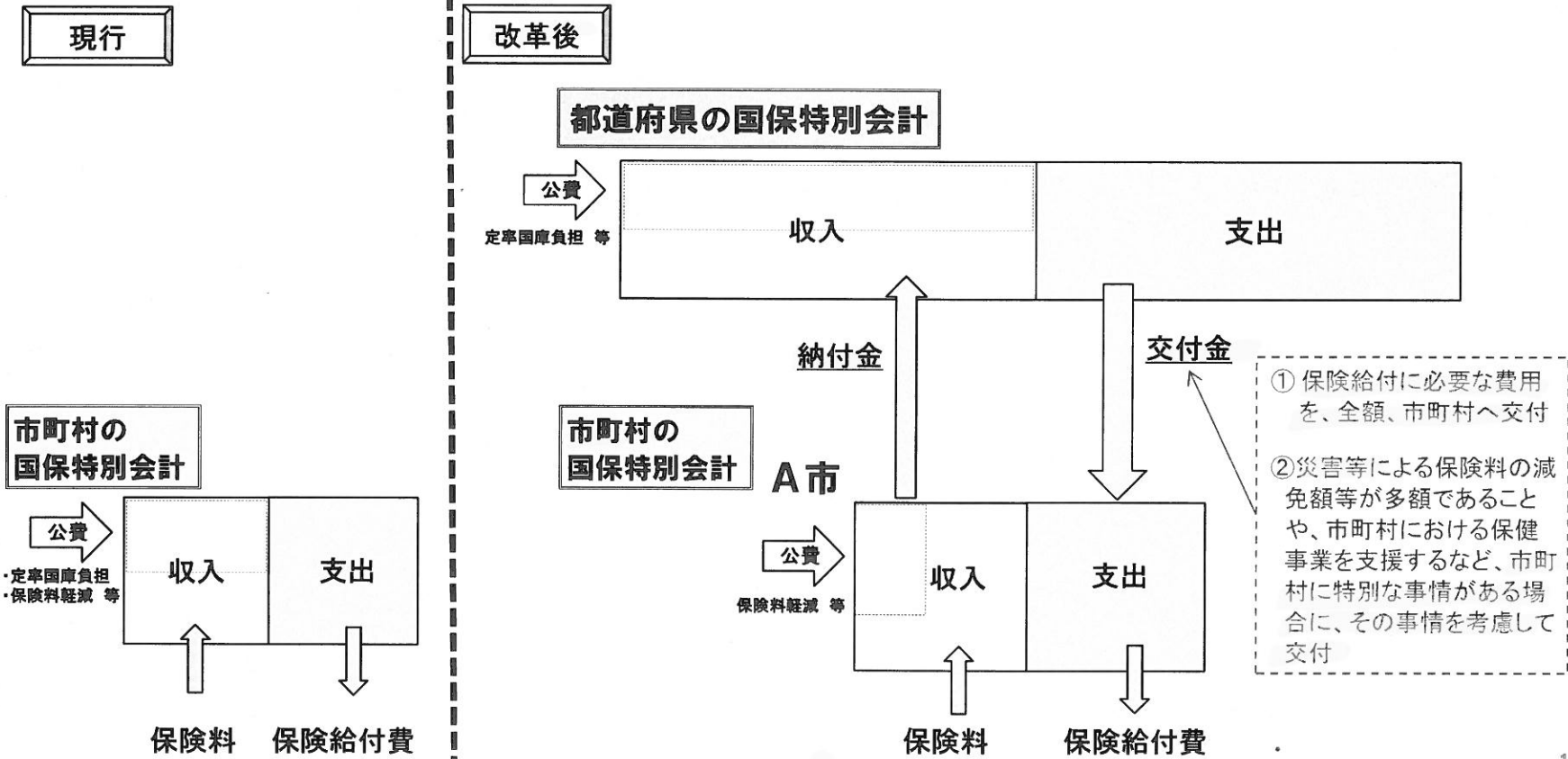
## 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

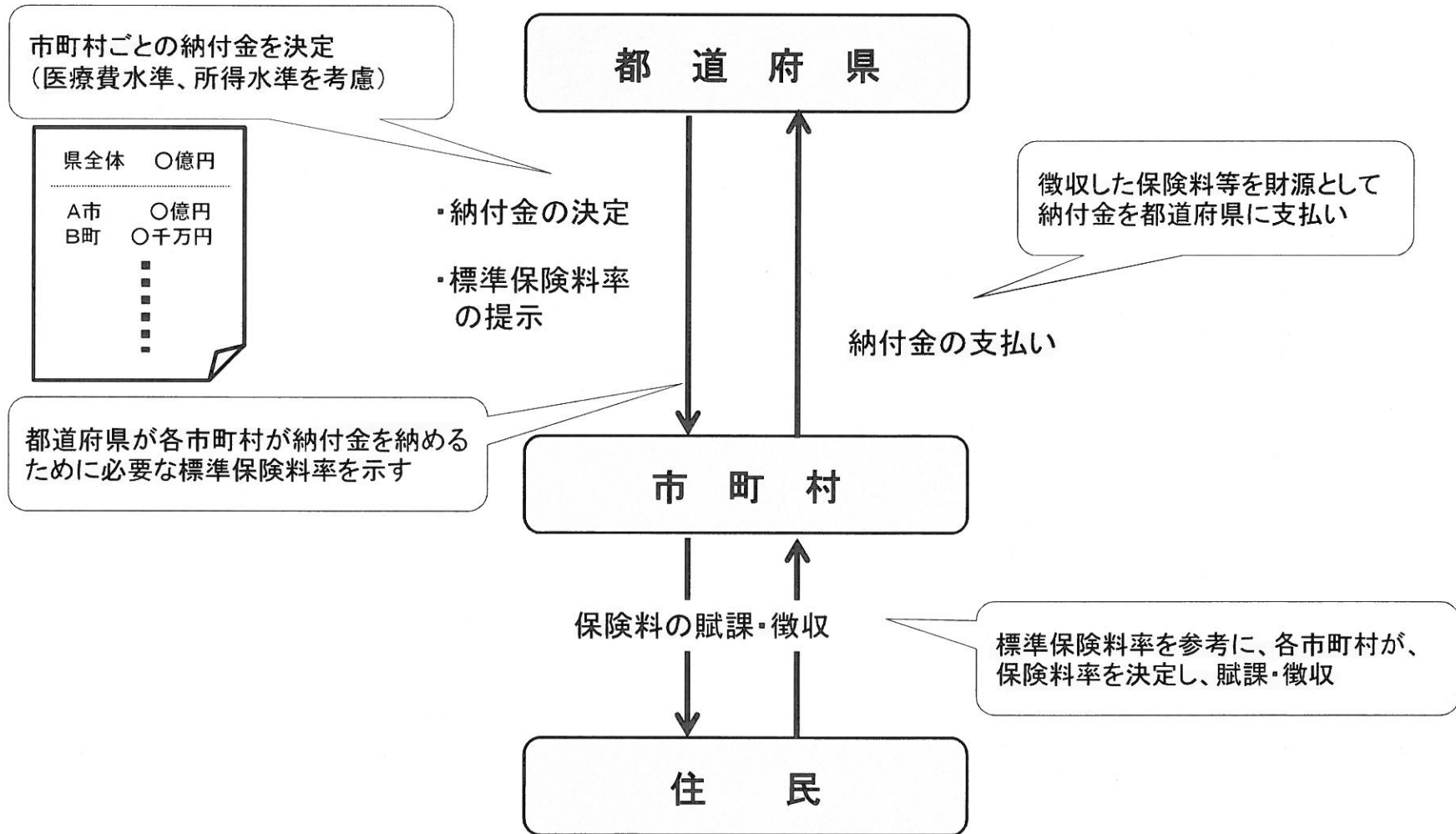
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

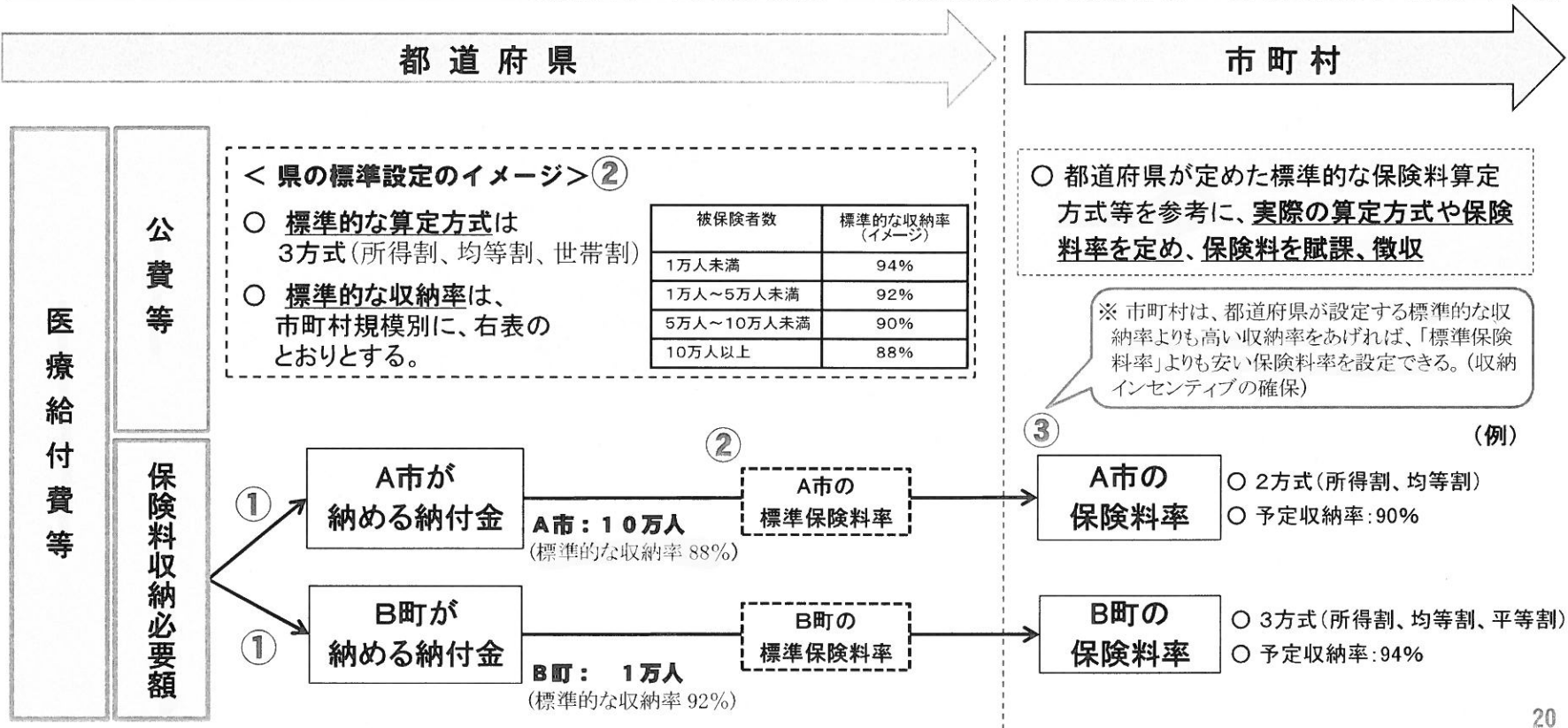


## 国保保険料の賦課、徴収の仕組み(イメージ)



## 国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み（イメージ）

- 都道府県は、
  - 医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金（※）の額を決定（①）
    - ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
  - 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表（②）
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。（③）





## 標準保険料率を算定する考え方

○ 現状、国保の保険料は様々な要因(※)により差異が生じているため、他の市町村の保険料水準との差を単純に比較することは困難な状況。

※ 市町村ごとに年齢構成や医療費水準に差があること、保険料の算定方式が異なること、決算補てん等目的の法的外繰入を行っている市町村があること等

⇒ 都道府県が市町村ごとの標準保険料率を示すことにより、標準的な住民負担に見える化。

※ 将来的な保険料負担の平準化を進める観点から、都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模別の標準的な収納率等に基づき、標準保険料率を算定することとする。

(イメージ) ※A市とB町が同じ所得水準である場合

都道府県 標準保険料率	一人当たり医療費		市町村 標準保険料率	法定外の一般会計 繰入金等により 引下げ可能	実際の保険料率 (市町村が決定)
	(年齢構成調整前)	(年齢構成調整後)			
所得割 8% 均等割 40,000円 ↑	A市: 380,000円	A市: 400,000円	A市: 所得割 10% 均等割 50,000円	⇒  (参考に 各市町村で決定)	A市: 所得割 8% 均等割 40,000円
	B町: 300,000円	B町: 240,000円 (A市の6割)	B町: 所得割 6% 均等割 30,000円 (A市の6割)		B町: 所得割 5.8% 均等割 22,000円 世帯割 9,000円

全国統一ルールで算出した場合

年齢調整後の医療費水準に応じた負担

収納率向上等により、都道府県が示す数値より引き下げが可能

## 三段階の激変緩和措置

- 財政運営責任等を都道府県へ移行する際（平成30年度）、財政改善効果を伴う追加公費の投入（1,700億円規模）が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる（納付金方式の導入等）ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。  
※ここでは「本来保険料で取るべき額」の変化に着目しており、決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

### 被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための措置

#### ア) 市町村ごとの納付金の額を決定する際の配慮

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は $\alpha$ や $\beta$ の値を設定するが、その際、各都道府県は市町村の「年齢調整後の医療費指数」の格差や29年度までに実施している保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方式等により、激変が生じにくい $\alpha$ や $\beta'$ の値を用いることを可能とする。

#### イ) 都道府県繰入金による配慮

- ア) 納付金の算定方法の設定による激変緩和措置については、都道府県で一つの計算式を用いるため、個別の市町村についての激変緩和措置が行えるわけではない。そのため、都道府県繰入金による激変緩和措置を設け、市町村ごとの状況に応じきめ細やかに激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

#### ウ) 特例基金による配慮

- 施行当初においては、予め激変緩和用として積み立てる特例基金を計画的に活用することとし、当該基金を都道府県特別会計に繰り入れることで、イ) 都道府県繰入金による激変緩和措置により、他の市町村の納付金の額に大きな影響が出ないように調整を行うこととする。(H30～35)

納付金等の試算結果による保険料の変化の状況(医療分、後期支援金分、介護納付金分の計)

		H28決算見込ベースとH29標準保険料率ベースの比較				
		1人あたり保険料額(e)				
保険者 番号	保険者名	H29試算結果 (第2回試算)		H28決算見込ベース		順位
		法定外繰入等による保険料の負担軽減を行っていない				
		金額(円)	金額(円)	試算結果との 差額(円)	前年度比較 伸び率(%)	
	①	②	③(①-②)	④(③/②)		
		101,414	88,338	13,076	14.80	1
		122,936	109,507	13,429	12.26	2
		111,373	103,187	8,186	7.93	3
		106,191	100,049	6,142	6.14	4
		154,223	147,529	6,694	4.54	5
		111,755	109,930	1,825	1.66	6
		120,761	118,893	1,868	1.57	7
		113,305	111,684	1,621	1.45	8
		94,305	94,898	▲ 593	▲ 0.62	9
		95,777	100,566	▲ 4,789	▲ 4.76	10
		109,251	115,824	▲ 6,573	▲ 5.67	11
		121,404	129,039	▲ 7,635	▲ 5.92	12
		121,042	130,501	▲ 9,459	▲ 7.25	13
		131,572	144,033	▲ 12,461	▲ 8.65	14
		93,813	103,538	▲ 9,725	▲ 9.39	15
		121,266	135,126	▲ 13,860	▲ 10.26	16
		119,859	134,205	▲ 14,346	▲ 10.69	17
		119,664	138,827	▲ 19,163	▲ 13.80	18
		93,667	109,236	▲ 15,569	▲ 14.25	19
		103,213	124,099	▲ 20,886	▲ 16.83	20
		100,573	121,072	▲ 20,499	▲ 16.93	21
		81,928	99,185	▲ 17,257	▲ 17.40	22
		101,826	126,487	▲ 24,661	▲ 19.50	23
		108,833	136,590	▲ 27,757	▲ 20.32	24
		77,307	99,757	▲ 22,450	▲ 22.50	25
		89,497	115,883	▲ 26,386	▲ 22.77	26
		77,913	102,520	▲ 24,607	▲ 24.00	27
		89,577	118,306	▲ 28,729	▲ 24.28	28
		80,581	108,383	▲ 27,802	▲ 25.65	29
		95,397	130,905	▲ 35,508	▲ 27.13	30
		85,371	117,197	▲ 31,826	▲ 27.16	31
		93,489	131,040	▲ 37,551	▲ 28.66	32
		114,085	162,562	▲ 48,477	▲ 29.82	33
		65,315	94,305	▲ 28,990	▲ 30.74	34
		57,626	83,962	▲ 26,336	▲ 31.37	35
		99,787	149,923	▲ 50,136	▲ 33.44	36
		71,363	108,363	▲ 37,000	▲ 34.14	37
		70,765	118,546	▲ 47,781	▲ 40.31	38
		57,029	97,498	▲ 40,469	▲ 41.51	39
		64,316	122,571	▲ 58,255	▲ 47.53	40
		90,168	189,553	▲ 99,385	▲ 52.43	41
		38,835	89,961	▲ 51,126	▲ 56.83	42
		41,257	110,545	▲ 69,288	▲ 62.68	43
	県計	104,252	113,490	▲ 9,238	▲ 8.14	



(激変緩和の方法)

- 前年度比較伸び率が自然増率を超える場合に、当該市町村の超過額全額に対して県繰入金を充てる。
- 激変緩和のための県繰入金総額相当額は、特例基金から県特会に繰り入れることとし、他市町村の国保事業費納付金や標準保険料率に影響が出ないように配慮。
- α、βの調整による激変緩和措置は行っていない。

<留意点>

- 激変緩和の対象は、一人当たり保険料額(標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)ベース)で行っている(国保事業費納付金(d)ベースで行うことも、現在国で検討されている。)
- 自然増の設定方法は、国の検討状況を踏まえ、今後検討が必要。
- 激変緩和措置の額は、国の検討状況を踏まえた計算により行っている。(一人当たり保険料額の計算方法が変更されているため、第2回試算時とは異なっている。)

		H28決算見込ベースとH29標準保険料率ベースの比較			
		1人あたり保険料額(e)			
H29試算結果 (激変緩和後)	金額(円)	H28決算見込ベース		順位	
		法定外繰入等による保険料の負担軽減を行っていない			
		金額(円)	試算結果との 差額(円)		
	⑤	⑥	⑦(⑤-⑥)	⑧(⑦/⑥)	
	91,474	88,338	3,136	3.55	2
	113,394	109,507	3,887	3.55	5
	106,850	103,187	3,663	3.55	3
	103,601	100,049	3,552	3.55	1
	152,766	147,529	5,237	3.55	4
	111,755	109,930	1,825	1.66	6
	120,761	118,893	1,868	1.57	7
	113,305	111,684	1,621	1.45	8
	94,305	94,898	▲ 593	▲ 0.62	9
	95,777	100,566	▲ 4,789	▲ 4.76	10
	109,251	115,824	▲ 6,573	▲ 5.67	11
	121,404	129,039	▲ 7,635	▲ 5.92	12
	121,042	130,501	▲ 9,459	▲ 7.25	13
	131,572	144,033	▲ 12,461	▲ 8.65	14
	93,813	103,538	▲ 9,725	▲ 9.39	15
	121,266	135,126	▲ 13,860	▲ 10.26	16
	119,859	134,205	▲ 14,346	▲ 10.69	17
	119,664	138,827	▲ 19,163	▲ 13.80	18
	93,667	109,236	▲ 15,569	▲ 14.25	19
	103,213	124,099	▲ 20,886	▲ 16.83	20
	100,573	121,072	▲ 20,499	▲ 16.93	21
	81,928	99,185	▲ 17,257	▲ 17.40	22
	101,826	126,487	▲ 24,661	▲ 19.50	23
	108,833	136,590	▲ 27,757	▲ 20.32	24
	77,307	99,757	▲ 22,450	▲ 22.50	25
	89,497	115,883	▲ 26,386	▲ 22.77	26
	77,913	102,520	▲ 24,607	▲ 24.00	27
	89,577	118,306	▲ 28,729	▲ 24.28	28
	80,581	108,383	▲ 27,802	▲ 25.65	29
	95,397	130,905	▲ 35,508	▲ 27.13	30
	85,371	117,197	▲ 31,826	▲ 27.16	31
	93,489	131,040	▲ 37,551	▲ 28.66	32
	114,085	162,562	▲ 48,477	▲ 29.82	33
	65,315	94,305	▲ 28,990	▲ 30.74	34
	57,626	83,962	▲ 26,336	▲ 31.37	35
	99,787	149,923	▲ 50,136	▲ 33.44	36
	71,363	108,363	▲ 37,000	▲ 34.14	37
	70,765	118,546	▲ 47,781	▲ 40.31	38
	57,029	97,498	▲ 40,469	▲ 41.51	39
	64,316	122,571	▲ 58,255	▲ 47.53	40
	90,168	189,553	▲ 99,385	▲ 52.43	41
	38,835	89,961	▲ 51,126	▲ 56.83	42
	41,257	110,545	▲ 69,288	▲ 62.68	43
	103,775	113,490	▲ 9,715	▲ 8.56	